

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

## 住民訴訟制度①

鹿児島大学教授  
宇那木正寛

## 今回のポイント

今回から数回にわたって、住民訴訟制度を理解する上で必要な基本事項について取り上げます。住民監査請求・住民訴訟については、既に多くの文献が存在するところですが、今回は、筆者自身も前職の時代、複数の住民訴訟を経験したことを踏まえ、実務を担当する自治体の職員のみなさんにとって、特に重要と思われる論点を中心に解説します。

## 住民訴訟制度の意義

① 住民訴訟制度は、地方公共団体の職員がなした違法な財務会計行為を正して、地方公共団体の財務行政の適正な運用を図るものです。なお、最高裁は、住民訴訟を地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として位置付け、制度の意義について、次のように詳細に述べています。

■最判昭和53・3・30民集32巻2号485頁

地方自治法242条の2の定める住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もつて地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであつて、執行機関又は職員が右財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある。すなわち、住民の有する右訴権は、地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によつて特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体その

ものの利益のためではなく、専ら原告を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものであるということが出来る。住民訴訟の判決の効力が当事者のみにとどまらず全住民に及ぶと解されるのも、このためである。

## 住民訴訟制度の特色

2

裁判所は「法律上の争訟」を裁判する権限を有しますが、特に法律の定めがあれば「法律上の争訟」以外の争訟についての権限も有します（裁判所法第3条）。

### 裁判所法

（裁判所の権限）

#### 第3条

裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

なお、「法律上の争訟」については、その意義を明らかにした次のような最高裁判決があ

ります。

■最判昭和29・2・11民集8巻2号419頁

裁判所法3条によれば「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」ものであり、ここに「法律上の争訟」とは法令を適用することによつて解決し得べき権利義務に関する当事者間の紛争をいうのである。本件村議会の予算議決は、単にそれだけでは住民の具体的な権利義務に直接関係なく、村長において、右議決に基き、課税その他の行政処分を行うに至つてはじめて、これに直接関係を生ずるのであるから、本件村議会の予算議決があつたというだけでは、未だ行政処分はないのであり具体的な権利義務に関する争訟があるとはいえず、従つて裁判所法3条の「法律上の争訟」に当るといふことはできない。また、本件のごとき村議会の議決に対し単にその効力を争う趣旨の出訴を認めた特別の法律の規定も存在しない。それ故、本件村議会の予算議決に対する出訴は不適法であつて、これと同趣旨の原判決は正当であり、これと異なる論旨は採用できない。その他の論旨はいずれも「最高裁判所における民事上告事

件の審判の特例に関する法律」（昭和25年5月4日法律138号）1号乃至3号のいづれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

住民訴訟は、自己の法律上の利益に関わり  
ない資格で提起する特殊な訴訟です（行訴  
法第5条）。

### 行政事件訴訟法

（民衆訴訟）

第5条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

民衆訴訟は、法律に定める者に限り提起できます。

### 行政事件訴訟法

（訴えの提起）

第42条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

地方自治法上、普通地方公共団体の住民が住民訴訟を提起できます（自治法第242条の2第1項）。また、特別地方公共団体である特別区の住民も住民訴訟を提起することができます（自治法第283条）。

## 地方自治法

（市に関する規定の適用）

第283条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第2編及び第4編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

2・3 略

同じく、特別地方公共団体である地方公共団体の組合についても、組合を構成する自治体の住民が住民訴訟を提起できると解されます。

## 地方自治法

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市

に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

例えば、次の最高裁判決では、水防事務組合の公金の支出に対する住民訴訟を認める前提で、次のような本案判決を行っています。

### ■最判平成元・10・3判時1341号70頁

所論の点に関する原審の認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして肯認するに足り、右事実関係及び原審の適法に確定したその余の事実関係によれば、本件接待が行われた昭和54年当時、高須輪中水防事務組合（以下「訴外組合」という。）では、長良川河口堰事業に関連して建設省等の関係官庁との連絡を密にする必要があったところ、本件接待は、訴外組合の管理者である被上告人ほか組合幹部7名において、建設省の関係機関の係官4名が右事業の実施に関連して訴外組合の水防区域内の堤防等を巡視した際、それに引き続き地元の料亭で、右係官の労をねぎらいながら酒食を共にしたというものであつて、その費用の総額は、料理飲食等で20万2871円であつた、というのであり、右接待に至る経緯、その態様・内容等に照らすと、本件接待が訴外組合にとつて社会通念上儀礼の範囲を逸脱し

たものとまでは断じ難いといわなければならない。したがつて、右費用に充てるために被上告人が訴外組合の公金を支出したことを違法とまではいえず、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、ひつきよう、右と異なる見解に立つて原判決を論難するか、又は原判決の結論に影響のない事項についての違法をいうものであつて、採用することができない。

## 3

### 訴訟要件としての監査請求前置

（1）監査請求前置主義の意義

住民訴訟は、住民監査請求を適法に経ていなければ、提起することはできません。これを監査請求前置主義といいます（自治法第242条の2第1項）。地方自治法は、まず地方公共団体の自浄の力を發揮することを第一とし、監査委員の役割に期待して住民監査前置主義がとられているのです。

## 地方自治法

（住民訴訟）

第242条の2 普通地方公共団体の住民

は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第5項の規定による監査若しくは勧告を同条第6項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求  
二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2の8第3項の規定による賠

償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

### (2) 監査請求期間

#### ① 監査請求期間と監査請求前置

監査請求は、適法なものであることが必要なので、不適法な監査請求として却下された場合には、監査請求を前置したことはありません。

この点、よく問題になるのは、監査請求期間内に監査請求がなされているかどうかです。地方自治法第242条第2項は、監査請求期間について、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があった日又は終わった日から一年を経過した日以降は原則できないと定めています。

#### 地方自治法

##### (住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、

当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団

体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

#### 3 略

##### ② 真正怠る事実と監査請求期間

監査請求期間について定めた地方自治法第242条第2項の規定の適用は、地方公共団

体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計行為」という。）に限定されます。そのため、公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）については、監査請求期間の制限がないこととなります（最判昭和53・6・23判時897号54頁）。

なお、この最高裁判決で怠る事実の対象となった損害賠償請求権（債権）は、町長が地方自治法上の義務を重大な過失により懈怠したため、部下の職員が行った違法行為を防止できず、これがため町が損害を被ったことにより発生したもので、町長による違法な財務会計行為により発生したものではありません。

■最判昭和53・6・23判時897号54頁

本件記録によれば、被上告人らの本件監査請求は、上告人は不法行為により訴外勝央町に対し損害を被らせ同町に対し損害賠償義務を負うところ同町はその請求をすることを怠っているから損害賠償請求等適当な措置を求める、というのであり、これによってみれば、被上告人らの監査請求は、

地方自治法242条1項所定の不当又は違法に財産の管理を怠る事実を改めるために必要な措置を構すべきことを求めていたものというべきである。そうすると、右規定による怠る事実に係る請求については同条2項の適用はないと約すべきであるから、被上告人らの本件監査請求については所論の期間徒過の違法はない。

③不真正怠る事実と監査請求期間

しかしながら、地方公共団体が請求権を行使しないという怠る事実に係るものであっても、特定の財務会計行為が違法であることを前提に発生する実体上の請求権（債権）の不行使をもって財産の管理を怠る事実であるとの主張（いわゆる不真正怠る事実に係る監査請求）をする場合には、監査請求期間の制限を設けた地方自治法の趣旨に鑑み、請求権（債権）の発生原因である当該行為のあった日又は終わった日を基準として期間制限違反の有無を判断すべきであるとされます（最判昭和62・2・20民集41巻1号122頁）。

■最判昭和62・2・20民集41巻1号122頁

普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法242条1項の規定による住民監査請求があつた場合

に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。ただし、法242条2項の規定により、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した後に行われた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の措置を請求することができないものとしていられるにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとすれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからである。

なお、この不真正怠る事実に関するものであっても特定の財務会計行為の存否・内容の

検討を要するとしても、当該行為が財務会計行為に違反して違法であるか否かの判断をしなければならぬ関係にない場合には、242条2項の規定の適用はないとされます(最判平成14・7・2民集56巻6号1049頁)。

例えば、次の判例のような事案です。この事案では、県の企業局が実施した指名競争入札において、指名業者らの談合に基づき落札者が県と不当に高額の代金で工事請負契約を締結し県に損害を与えたことが、業者らの県に対する不法行為に当たり、県が業者らに対し損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、その行使を怠っているケースです。この場合には、形式的には、工事請負契約を締結するという県の財務会計行為が存在しますが、業者らの談合より発生した県の業者らに対する損害賠償請求権(債権)です。確かに、形式的には、工事請負契約が存在することから不真正怠る事実に係る監査請求のケースといえますが、実質的には、真正怠る事実に係る監査請求のケースと同様ということになります。

■最判平成14・7・2民集56巻6号1049頁

(1) 法242条1項は、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の違

法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実につき監査請求をすることができるものと規定しているところ、本件規定は、上記の監査請求の対象事項のうち行為については、これがあつた日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができないものと規定している。これは、財務会計上の行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求をすることができる期間を行為が完了した日から1年間に限ることとするものである。これに対し、上記の対象事項のうち怠る事実についてはこのような期間制限は規定されておらず、住民は怠る事実が現に存する限りいつでも監査請求をすることができるものと解される。これは、本件規定が、継続的行為について、それが存続する限りは監査請求期間を制限しないこととしているのと同様に、怠る事実が存在する限りはこれを制限しないこととするものと解される。

しかしながら、いかなる場合にも上記の原則を貫かなければならないと解すべきも

のではなく、本件規定の法意に照らして、その例外を認めるべき場合もあると考えられる。すなわち、監査請求が実質的には財務会計上の行為を違法、不当と主張してその是正等を求める趣旨のものにほかならないと解されるにもかかわらず、請求人において怠る事実を対象として監査請求をする形式を採りさえすれば、上記の期間制限が及ばないことになるとすると、本件規定の趣旨を没却することになるものといわざるを得ない。そして、監査請求の対象として何を取り上げるかは、基本的には請求をする住民の選択に係るものであるが、具体的な監査請求の対象は、当該監査請求において請求人が何を対象として取り上げたのかを、請求書の記載内容、添付書面等に照らして客観的、実質的に判断すべきものである。

このような観点からすると、怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であつて無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否

かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、これを客観的、実質的にみれば、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わつた日を基準として本件規定を適用すべきものである（前掲最高裁判昭和62年2月20日第二小法廷判決参照）。しかし、怠る事実については監査請求期間の制限がないのが原則であり、上記のようにその制限が及ぶというべき場合はその例外に当たるところにかんがみれば、監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならぬとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならぬ関係にはない場合には、これをしなければならない関係にあつた上記第二小法廷判決の場合と異なり、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、本件規定の趣旨を没却するものとはいえず、これに本件規定を適用すべきものではない。

(2) 本件監査請求の対象事項は、県が被告ららに対して有する損害賠償請求権の行使を怠る事実とされているところ、当該損害賠償請求権は、被告ららが談合を

した結果に基づいて被告らら△△電機において県の実施した指名競争入札に応札して落札の上県と不当に高額の代金で請負契約を締結して県に損害を与える不法行為により発生したというのである。これによれば、本件監査請求を遂げるためには、監査委員は、県が同被告ららと請負契約を締結したことやその代金額が不当に高いものであつたか否かを検討せざるを得ないのであるが、県の同契約締結やその代金額の決定が財務会計法規に違反する違法なものであつたとされて初めて県の被告ららに対する損害賠償請求権が発生するものではなく、被告ららの談合、これに基づく被告らら△△電機の入札及び県との契約締結が不法行為法上違法の評価を受けるものであること、これにより県に損害が発生したことなどを確定しさえすれば足りるのであるから、本件監査請求は県の契約締結を対象とする監査請求を含むものとみざるを得ないものではない。したがって、これを認めても、本件規定の趣旨が没却されるものではなく、本件監査請求には本件規定の適用がないものと解するのが相当である。前掲第二小法廷判決の示した法理は、本件に及ぶものではない。

④不真正怠る事実に係る監査請求期間の起算点 特定の財務会計行為が違法であることに基づいて発生する実体上の請求権（債権）の不行使をもつて財産の管理を怠る事実であるとの主張をする場合には、請求権の発生原因である当該行為のあった日又は終わつた日を基準として期間制限違反の有無を判断すべきであるとされました（前掲最判昭和62・2・20 民集41巻1号122頁）。

なお、その後、右請求権が当該財務会計行為のされた時点においては、まだ発生しておらず、又はこれを行使することができない場合には、右実体法上の請求権が発生し、これを行使することができることになった日を基準として同項の規定を適用すべきものとし、また（最判平成9・1・28 民集51巻1号287頁）。

■最判平成9・1・28 民集51巻1号287頁

原審は、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実とする監査請求については、右行為のあった日又は終わつた日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきものであり（最高裁判昭和57年（行ツ）第164号同62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁）、上告人らは本件

土地の転売行為が違法であることに基づいて発生する損害賠償請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実として本件訴訟を提起したのであるから、その前提としての本件監査請求は、右転売の日を基準として同項の規定を適用すべきであり、同項の間を徒過してされた不適法なものであると判断し、上告人らの前記の訴えを不適法として却下した。

三 しかしながら、原審の右判断は、是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、本件売買契約における特約に違反して本件土地の転売がされたとしても、それだけで当然に違約金請求権が発生するものではないとされているから、右転売行為の時点において直ちに茅ヶ崎市が違約金相当の損害を被ったという余地はない。そうすると、右時点においては、転売行為が違法であることに基づく茅ヶ崎市の被上告人に対する損害賠償請求権はいまだ発生していないことになるから、監査請求の対象となるべき右損害賠償請求権の行使を怠る事実も存在しないというほかはない。それにもかかわらず、当該怠る事実を対象とする監査請求につき、転売行為の日を基準として地方自治法242

条2項の規定を適用し、同項本文の期間が進行するものと解することはできない。前示第二小法廷判決の判旨は、右のような場合にまでそのまま妥当するものではなく、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求において、右請求権が右財務会計上の行為のされた時点においてはいまだ発生しておらず、又はこれを行使することができない場合には、右実体法上の請求権が発生し、これを行使することができることになった日を基準として同項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。

本件においては、上告人らの主張するように被上告人が本件転売行為をし、これが違法であったとすると、国鉄清算事業団が本件売買契約の解除をしたことにより、契約条項の上では茅ヶ崎市の同事業団に対する売買代金の一割相当の違約金債務が発生したことになるが、前記の事実関係によれば、地方公共団体である同市が同じく公的団体である同事業団の請求に対して右債務の存在を否定する対応をし、同事業団の提訴に対しても転売禁止の特約の有効性自体を否定する答弁をして応訴し、その後二年八箇月余にわたってこの争いが続行した結

果、最終的に裁判上の和解による解決をみたのであって、その間、同市は、右債務負担を否定し続けていたというのであるから、他方で被上告人に対して右債務負担によって損害を被ったと主張して損害賠償請求をすることはできない立場にあったものというべきである。そうだとするならば、右主張の下においては、前記和解により右違約金の一部に相当するとみられる和解金の支払が約され、茅ヶ崎市の債務負担が確定した時点において、初めて同市の被上告人に対する損害賠償請求権を行使することができることとなったというのが相当であるから、右和解の日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである。

以上によれば、右和解が成立した平成元年8月15日から一年が経過する以前にされた本件監査請求は、同項の期間を遵守したものととして適法であり、これを不適法と判断して上告人らの前記訴えを却下した原判決は、同項の解釈適用を誤るものというべきである。したがって、予備的請求に係るその余の上告理由について判断するまでもなく、原判決は全部破棄を免れない。そして、本案につき更に審理させるため、本件を原審に差し戻すこととする。

⑤期間経過後の監査請求と「正当な理由」の有無

地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の有無についての判断は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に<sup>(2)</sup>監査請求をしたかどうかによって判断すべきとされています（最判昭和63・4・22判時1280号63頁）。

■最判昭和63・4・22判時1280号63頁

地方自治法（以下「法」という。）242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであつたとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、一年を経過してからはじめて明らかになつた場合等にも右の趣旨を貫くことが相当でないことはいふまでもない。そこで、同項但書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあつた日又は終わった

日から一年を経過した後であつても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたのである。したがつて、右のように当該行為が秘密裡にされた場合、同項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。

注

(1) 塩野宏『行政法Ⅲ（第5版）』（有斐閣、2021年）237頁。

(2) 「相当な期間内」について事例判断したものととして、最判昭和63・4・22判時1280号63頁のほかに、最判平成14・9・12民集56巻7号1481頁、最判平成14・10・15判時1807号79頁、最判平成16・12・7判時1886号36頁、最判平成17・12・15判時1922号67頁、最判平成18・6・1判時1953号118頁、最判平成20・3・17判時2004号59頁がある。

